

## 大田市中心市街地活性化協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 大田商工会議所及び特定非営利活動法人まちづくり大田は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

### (名称)

第2条 第1条に規定する中心市街地活性化協議会は、「大田市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所は、島根県大田市大田町大田イ309番地2 大田商工会議所内に置く。

### (目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により大田市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項、並びにその他中心市街地の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、また、関係主体が実施するまちづくり事業を横断的に調整することで、中心市街地活性化に寄与することを目的とする。

### (活動)

第5条 協議会は、第4条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての協議及び意見の提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 法第42条第1項に規定する民間中心市街地商業活性化事業計画の作成に必要な協議
- (5) 法第48条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の作成に必要な協議
- (6) 法第50条第1項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の作成に必要な協議
- (7) 中心市街地活性化に寄与する調査研究の実施
- (8) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会の開催
- (9) 協議会活動の情報発信
- (10) その他協議会の目的に沿った活動の企画及び実施

### (構成員)

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 大田商工会議所
- (2) 特定非営利活動法人まちづくり大田
- (3) 大田市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号、第8項に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

- 2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことはできない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となつたものは、第1項第4号に規定する者でなくなり、又はなくなつたと認められるときは、協議会構成員の資格を失うものとする。

### **(委員)**

- 第7条 委員は、第6条各号に該当する構成員をもつて組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名する者を委員とする。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

### **(役員)**

- 第8条 協議会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監事 2名
- 2 会長は、総会において会員の中から選任する。
  - 3 副会長及び監事は、会長が会員の中から指名し、総会の同意を得て選任する。
  - 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 5 役員は、任期終了においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

### **(職務)**

- 第9条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

### **(タウンマネージャーの設置)**

- 第10条 協議会は、第4条の目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、基本計画の作成及び認定基本計画を実施するために指導的な役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。
- 2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画、調整及び助言等を行う。

### **(幹事会の設置)**

- 第11条 協議会は、第4条の目的を達成するために、幹事会を設置することができる。
- 2 幹事は、会長が会員の中から指名し、選任する。
  - 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
  - 4 幹事長及び副幹事長は、会長から選任された幹事の互選によって選出する。
  - 5 幹事会は、協議会の活動方針に沿って活動する。
  - 6 幹事会は、その活動状況を協議会に報告する。
  - 7 その他必要な事は別に定める。

## **(会議)**

第12条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) タウンマネジメント会議

## **(総会)**

第13条 総会は、毎年1回以上開催し、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、規約の改正、役員を選任その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、役員及びその他の委員（以下「構成員」という。）をもって構成する。
- 4 総会は、構成員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、構成員の3分の1以上の者から総会開催請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

## **(幹事会)**

第14条 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 幹事会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 幹事会は、協議会の活動方針に沿って活動する。
- 6 幹事会は、適宜開催し、タウンマネジメント会議を統括するとともに第5条の活動について協議し、又は決定する。
- 7 幹事会は、その活動状況を協議会に報告する。
- 8 幹事会は、その目的の実現のために、必要に応じてワーキング部会を設置することができる。
- 9 ワーキング部会の組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。
- 10 幹事会の議事については、議事録を作らなければならない。

## **(タウンマネジメント会議)**

第15条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、委員、事業関係者及び事務局によって構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議する。

- 2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。ただし、タウンマネージャーを設置しない場合は、事務局長が会議を招集し、その議長となる。
- 3 タウンマネジメント会議の議事については、議事録を作らなければならない。

## **(協議結果の尊重)**

第16条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

### **(アドバイザー及びオブザーバーの設置)**

第17条 協議会は、協議会の活動を調整し、助言等を行うため、まちづくりについての専門的知見を有するアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

### **(事務局)**

第18条 協議会の運営に関する事務は、大田商工会議所が事務局として処理する。

- 2 事務局に、事務局長1人、その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

### **(運営経費)**

第19条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の支出は、会議費、調査費、通信費、事務費、タウンマネージャー設置費、その他運営に要する経費とする。

### **(会計)**

第20条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### **(公表)**

第21条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

### **(解散)**

第22条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の3分2以上の同意を得なければならない。

- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局がこれを精算する。

### **(補則)**

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

### **附 則**

- 1 この規約は、平成30年10月9日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成32年3月31日までとする。
- 3 協議会設立年度の会計年度は、設立の日から直近の3月31日までとする。